



# 期限付移籍契約書

[日本サッカー協会指定書式]

\_\_\_\_\_ (以下「移籍元クラブ」という)、\_\_\_\_\_ (以下「選手」という)と\_\_\_\_\_ (以下「移籍先クラブ」という)とは、選手の期限付移籍に関し、次のとおり契約を締結する。

## 第1条【移籍】

移籍元クラブと移籍先クラブとは、選手の同意に基づき、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までの期間、選手を移籍先クラブに期限付移籍させる。

## 第2条【移籍先クラブ選手契約の優先】

選手が移籍先クラブに移籍している期間（以下「移籍期間」という）については、移籍先クラブと選手の間締結される契約（以下「移籍先クラブ選手契約」という）が、移籍元クラブと選手の間締結される契約（以下「原契約」という）に優先し、移籍先クラブ選手契約のみが適用されるものとする。なお、原契約の有効期間はこれによって影響を受けないものとする。

## 第3条【移籍期間中の報酬等】

- ① 移籍期間中の報酬等について移籍先クラブと選手とは、移籍先クラブ選手契約を締結する。
- ② 移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額は、原則として原契約と同条件とする。
- ③ 選手は、交通費、宿泊費および引っ越し費用の実費を、移籍するときは移籍先クラブに、再移籍するときは移籍元クラブにそれぞれ請求することができる。

## 第4条【移籍補償金】

移籍期間満了後、選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができる移籍補償金は、次の各号のとおりとする。

- (1) 原契約の期間満了前に完全移籍する場合 : 移籍元クラブと移籍先クラブとが合意した額
- (2) 原契約の期間満了後に完全移籍する場合 : 移籍補償金は発生しない

## 第5条【原契約の更新手続き】

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な諸手続きを行う。ただし、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび選手の三者において完全なる移籍に関する合意が既に為されている場合は、移籍先クラブが行うものとする。

## 第6条【移籍期間中の契約変更】

移籍期間中にプロA契約締結条件を満たしていない選手が、当該締結条件を満たした場合、以下の内容の契約に変更する。尚、変動報酬は移籍元クラブおよび移籍先クラブと選手との間において別途定めるものとする。

- (1) 契約書式 : \_\_\_\_\_契約書
- (2) 基本報酬(年額) : \_\_\_\_\_円

ただし、上記報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

## 第7条【メディカルチェック】

- ① 移籍先クラブは、選手を移籍期間開始前に移籍元クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができ、選手が移籍先クラブ選手契約の義務を十分に果たせないと判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。
- ② 移籍元クラブは、移籍期間満了前に移籍先クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができる。

## 第8条【選手の傷害・疾病等】

移籍期間中における選手の健康管理、傷害・疾病予防および治療については、移籍先クラブがその責任を負う。

## 第9条【再移籍】

- ① 移籍期間中選手が移籍先クラブにおいてサッカー選手としての運動能力を著しく喪失したことが第7条第2項のメディカルチェックにより判明した場合、移籍元クラブの選択により選手を再移籍させな

いことができる。

- ② 移籍元クラブが前項の選択を行った場合、原契約残存期間の移籍元クラブの基本報酬支払い義務は、移籍先クラブが移籍元クラブに代わって履行する。ただし、移籍元クラブが支払うべき成果プレミアム等の報酬については、この限りではない。

### 第10条【選手肖像の使用】

移籍期間中においても移籍元クラブは選手の肖像を使用することができる。ただし、移籍元クラブのユニフォームを着用しているもの、または移籍前に撮影した映像、スチル写真等に限る。

### 第11条【トレーニングコンペンセーション】

- ① 第1条に定める移籍期間が、公益財団法人日本サッカー協会 プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則7-2に定める「トレーニング期間」に該当する場合、同規則7-5(2)に基づき、原則として移籍元クラブが当該トレーニング期間に関するトレーニングコンペンセーションの全部を受け取る権利を有するが、移籍元クラブと移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合は、移籍先クラブは当該移籍期間に応じた額のトレーニングコンペンセーションの全部又は一部を移籍元クラブより受け取ることができる。
- ② 前項に関して、移籍元クラブと移籍先クラブは以下の通り合意する。なお、本条に関する事項については、移籍元クラブと移籍先クラブの二者間の合意事項となり、選手は何ら権限を有さない。また、本条は移籍元クラブと移籍先クラブの合意により変更できる。

＜トレーニングコンペンセーションに関する扱いに関する合意＞

第1項に定める本移籍の移籍期間に関するトレーニングコンペンセーションに関しては

- 移籍元クラブがその全部の権利を有する。  
 移籍先クラブがその全部の権利を有する。  
 移籍先クラブが一部の権利を持つものとし、これを別に定める。

※いずれか該当するものにマークを付ける。

以上、本契約締結の証として本書3通を作成し、各当事者が記名捺印のうえ各1通ずつを保有する。

年 月 日

#### 移籍元クラブ

(住所)

(クラブ名)

(代表者名)

印

仲介人 (当移籍に関与した場合)

(住所)

(氏名)

印

#### 移籍先クラブ

(住所)

(クラブ名)

(代表者名)

印

仲介人 (当移籍に関与した場合)

(住所)

(氏名)

印

#### 選手

(住所)

(氏名)

印

選手の法定代理人 (親権者または後見人) の署名

※未成年の場合

(住所)

(氏名)

印